

坂井市立明章小学校 いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月 1 日 策定

【前文】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

ー福井県いじめ防止基本方針よりー

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市、市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

- (1) 「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。
- (2) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

(1) 「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子供を育てる教育

○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的・系統的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の個性や人格の違いも認めることができる態度を育てます。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア体験などを通して、児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

道徳教育を推進し、生活のために必要な習慣や態度を身に付けさせることに努め、人との関わり、人間としての在り方や生き方に関する認識を深めさせ、児童が自分の目標に向かってやり抜くためのたくましさ育てるとともに、思いやりや助け合いの心に従って行動できる力を育てます。

(2) 学校評価への位置づけ

○いじめの防止等のための取組みに係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組みの改善に努めます。

○評価項目

【教職員】

- ・児童の人権意識が高まるように心がけている。
- ・児童が自己肯定感を高め、自尊感情を育むように心がけている。
- ・児童や保護者が相談しやすい環境づくりに努めている。
- ・いじめを早期発見できるように、定期的にアンケートや面談を実施している。
- ・児童の不適切な発言を聞いた場合、その場で注意・指導している。
- ・少しでもいじめの行為が疑われている場合、一人で抱え込まずに、速やかに学校の「いじめ対策委員会」に報告している。
- ・いじめに係る案件を学校の中で共有し、解消に向けて組織的に対処している。

【児童】

- ・いじめの行為を見聞きした場合、先生や保護者等に伝えることを心がけている。
- ・学校（先生）は、悩みや不安を相談しやすい。
- ・学校以外にも相談できる場所があることを知っている。
- ・アンケートや面談を通して、悩みや不安を先生に伝えている。

【保護者】

- ・学校は、子供の気がかりなことを相談しやすい体制を整えている。
- ・学校は、自校の教育相談担当者を含め複数の相談機関を紹介している。
- ・学校は、いじめ防止等のための取組みを、学校ホームページで、児童や保護者

に

伝えている。

- ・学校は、アンケートや面談を定期的実施する等、子供の不安等を把握する取組みを行っている。

(3) いじめの未然防止

○「いじめ対策委員会」の設置

いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践します。

○授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励まし合う「絆づくり」を進めます。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組みを推進します。

○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○インターネットや情報機器に関する指導

インターネットや情報機器（スマートフォン・携帯電話・タブレット・ゲーム機等）の利用について、児童が危険性や注意点等を考える機会を設けます。保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行います。

○特に配慮が必要な児童への支援、指導

以下の児童生徒を含め、特に配慮が必要な児童について、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ・東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童

○SOSの出し方に関する教育

危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと等）ができるための教育を行います。

（４）いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いをもち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

○自己チェックの活用

児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

○保護者に対するいじめ調査の実施

定期的にいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の

構築を図ります。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

○いじめ対策委員会への報告

いじめを発見し、または相談を受けた場合、速やかにいじめ対策委員会に報告し、情報を共有します。

(5) いじめの事案対処

○「いじめ対応サポート班」による対応

「いじめ対応サポート班」を立ち上げ、事実を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を守ります。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、解決に向けた最善の方法を講じます。

○警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に連絡し連携して対応します。

(6) いじめの解消

いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処（「いじめ防止対策推進法」第23条に基づく義務）

○ いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い（30日を目安とする）」があるときは、国のいじめ防止基本方針やガイドライン等に当たって、次の対処を行います。

- ・ 重大事態が発生した旨を市町教育委員会に速やかに報告します。

- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的（月1回以上）に開催します。

【構成員】

校長、教頭、教務、生徒指導主事、全担任、
保健主事 教育相談担当等（養護教諭）

【活 動】

- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
- ・教職員、児童、保護者等に対し、学校いじめ防止基本方針について周知
- ・「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子供を育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
- ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- ・記録の保存（保存期間：3年）
- ・いじめの認知
- ・「いじめ対応サポート班」の設置
- ・教育委員会や関係機関等との連携
- ・学校評価への位置づけ、および学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの点検
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組みを行います。

【構成員】

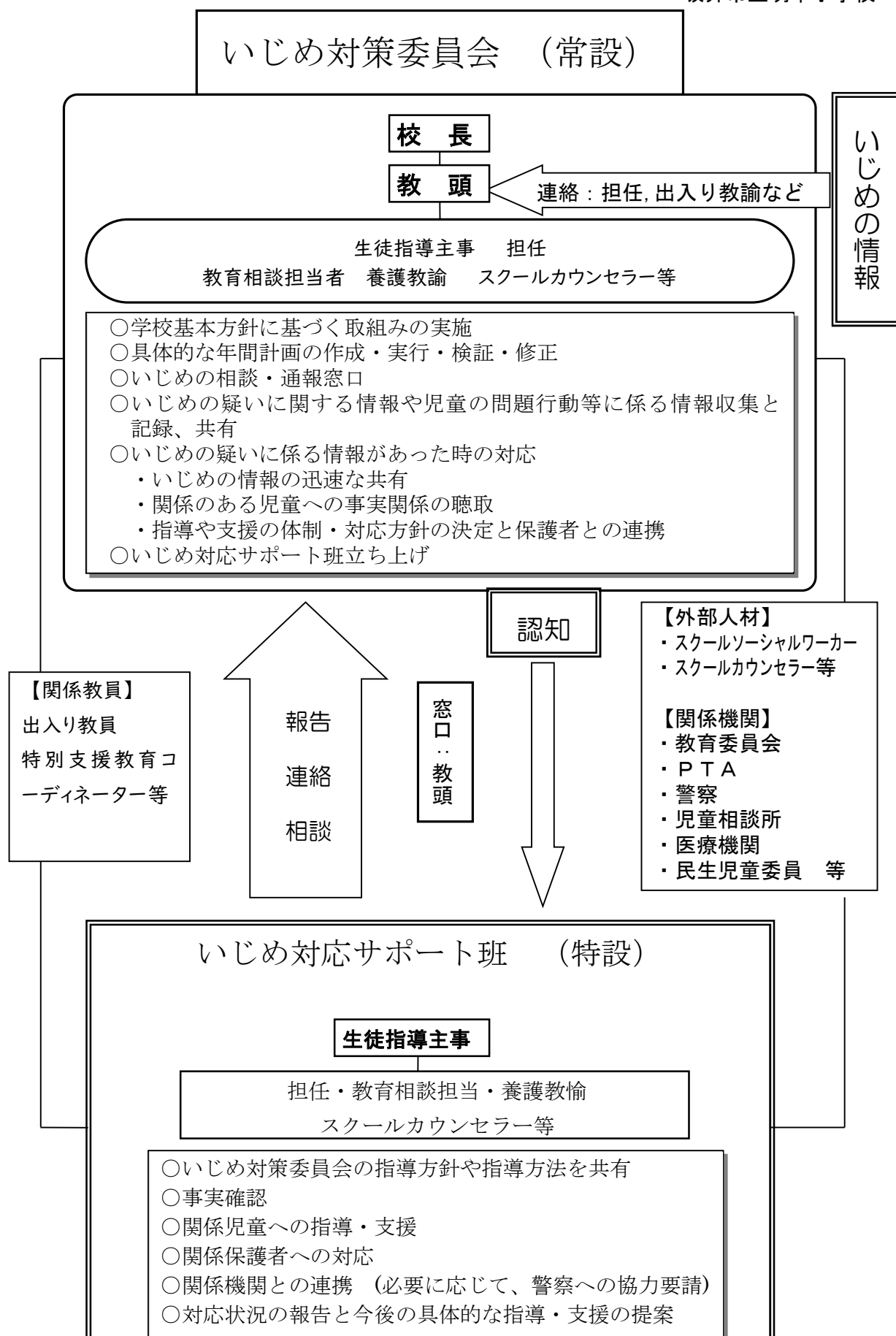
生徒指導主事、担任、教育相談担当者、養護教諭、スクールカウンセラー等

【活 動】

- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
- ・関係者からの聴取等による情報収集
- ・いじめ対策委員会への報告、連絡、相談
- ・被害児童やその保護者への継続的な支援
- ・加害児童への指導やその保護者への説明
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や警察、児童相談所等との連携

(3) 組織図

【様式2】
坂井市立明章小学校



5 いじめ対策の年間行動計画
〔4～6月〕

【様式3】
坂井市立明章小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定 職員会議 ・年間計画周知 ・教員の意識点検PTA総会等 ・基本方針公表 いじめ対応 サポート班 チェックリスト確認	学級の目標を決めよう					
		学級の係を決めよう					
		縦割り班顔合わせ会・地区児童会 絆づくりリーダー育成					
		思いやりチェック（毎月の生活の振り返りチェック）					
5月	校内研修 ・道徳教育 ・人権教育 ・特別支援教育 ・読書計画の年間計画共通理解 保護者・教員対象 いじめアンケート 実施と対応 いじめ対策委員会 ・アンケートや毎週の振り返り表等をもとに、定期的に状況把握	思いやりチェック（毎月の生活の振り返りチェック）					
		学級の問題の話し合い					
		アンケート調査 → 個人面談週間					
		校外学習 5/2 （2年リーダー育成） 1・2年生交流会				「まるもり」	運動会 計画練習 リーダー育成 自主的な計画
6月	いじめ対策委員会 ・定期的な状況把握 ・夏季休業前指導 授業研究 ・授業改善 ・学習ルール 子供の居場所、自己肯定、絆づくりを意識した授業	【運動会】 縦割り活動種目設定 <u>絆づくり</u> 児童の自主的運営の場設定 <u>居場所づくり</u>					
		思いやりチェック（毎月の生活の振り返りチェック）					
		アンケート調査（学校用）					
		さつまいも植え <u>居場所・絆づくり</u>	校外学習 それぞれの学年での 自主的活動設定			「まるもり」 自然教室	
6月		学校適応感尺度アセス①					
		全 員 面 談					
		縦割り班遊び リーダーの育成 <u>居場所・絆づくり</u>					
		学級の問題の話し合い					

〔7～9月〕

坂井市立明章小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	いじめ対策委員会 ・定期的な状況把握	思いやりチェック（毎月の生活の振り返りチェック）					
	保護者会 ・情報意見収集・児童理解	学級目標を振り返ろう					
	校内研修 ・アセス研修①	アンケート調査（取組評価アンケート①）→個人面談週間					
	取組評価アンケート①分析 ・未然防止に生かす	1学期を振り返ろう					
		保護者面談 家での状況把握					
		地区児童会 リーダーの育成 <u>居場所・絆づくり</u>					
8月	いじめ対策委員会 ・取組評価アンケートの分析をもとにした振り返りと2学期の計画作成	家庭読書の推進					
	職員会議・重点事項確認	環境調査 ・休み中 児童宅近辺の様子の把握 ・学級や地域の児童の状況把握					
	校内研修 ・1学期の反省 ・教員の意識点検 ・児童理解研修	親子奉仕作業 体験的な活動 親子の絆づくり					
	チェックリスト確認						
9月	いじめ対策委員会 ・定期的状況把握	思いやりチェック（毎月の生活の振り返りチェック）					
	情報発信 ・アンケート結果 ・2学期の取組み等	縦割り班遊び リーダーの育成 <u>居場所・絆づくり</u>					
		・楽しい活動を描こう	・楽しい活動を描こう			「まるもり」	・学級の問題の話し合い

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	いじめ対策委員会 ・定期的状況把握	思いやりチェック（毎月の生活の振り返りチェック）					
		アンケート調査（学校用） → 個人面談週間					
	児童理解研修 ・個人面談週間での情報共通理解	さつまいも収穫 <u>居場所・絆づくり</u>		3年・4年校外学習それぞれの学年での自主的活動設定	「まるもり」 どろんこ教室 <u>居場所・絆づくり</u>	修学旅行 自主的活動の工夫 仲間づくりの工夫 <u>居場所・絆づくり</u>	
		1・2年交流学习（2年リーダー育成）			縦割り活動の準備を始めよう 自主的活動の工夫		
11月	SST研修						
	他校種連携 ・他校種との連携強化 ・中学校活動参観 ・4校合同研修	思いやりチェック（毎月の生活の振り返りチェック）					
	保護者・教員対象 いじめアンケート 実施と対応	学校公開					
	いじめ対策委員会 ・定期的状況把握	縦割り班遊び リーダーの育成 <u>居場所・絆づくり</u>					
12月		【親子ふれあい活動】 親子読書の推進 <u>絆づくり</u>					
					「まるもり」		
				学校適応感尺度アセス②			
		全 員 面 談					
12月	いじめ対策委員会 ・定期的状況把握	思いやりチェック（毎週の生活の振り返りチェック）					
	保護者会 ・情報意見収集 ・児童理解	アンケート調査（取組評価②）→個人面談週間					
	取組評価アンケート②分析 ・未然防止に生かす	人権週間の取組み					
	校内研修 ・アセス研修②	「まるもり」					
		保護者面談 家での状況把握					
		2学期を振り返ろう					

〔1～3月〕

坂井市立明章小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1月	チェックリスト確認						
	いじめ対策委員会 ・2学期振り返り ・3学期に向けて	新年の目標を決めよう					
	職員会議 ・重点事項確認	思いやりチェック（毎月の生活の振り返りチェック）					
	情報発信 ・アンケート結果 ・3学期の取組み等	縦割り班遊び リーダーの育成 居場所・絆づくり					
2月	いじめ対策委員会 ・定期的状況把握	「まるもり」					
	保護者・教員対象 いじめアンケート 実施と対応	思いやりチェック（毎月の生活の振り返りチェック）					
	いじめ対策委員会 ・年度の振り返り ・新年度に向けて ・計画見直し	6年生とのつどいについて話し合おう					
		新入生 交流会				「まる もり」	
3月	取組評価アンケート③分析 ・未然防止に生かす	学校開放 授業公開 なわとび大会					
	職員会議 ・課題確認 ・計画確認	【6年生とのつどい】 縦割り班でのふれあい活動工夫の場設定 絆づくり 活動の中での役割分担・児童の自主的運営の場設定 居場所づくり					
	情報発信 ・アンケート結果 ・3学期の取組等	思いやりチェック（毎月の生活の振り返りチェック）					
		アンケート調査（取組評価③）→個人面談週間					
		1年間の成長を見つめよう					